

No.12 多発しているはしご等 - 墜落・転落の死亡災害事例（2020年）

2020年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者 規模
12	10	被災者が単独で脚立を使用し、天井と壁の継目部分の隙間を接着する作業を行っていたところ、何らかの原因により脚立とともに転倒し、頭部を床に打ったもの。被災者は病院に搬送されたものの、硬膜下血腫により死亡した。災害発生時、被災者は保護帽を着用していなかった。	30209	371	1	1～9
12	14	被災者は垣根の剪定作業を行っていたところ脚立から用水路（水深～17cm）に転落し、死亡したもの。なお、被災者は保護帽を着用していなかった。	30199	371	1	1～9
12	14	事業場内において、脚立を使用し、天井部の鉄骨の塗装作業を被災者単独で行っていたところ、コンクリート床に墜落し死亡したものの。	11409	371	1	10～29
11	8	被災者が、脚立と鋸を使用して剪定作業を行っていたところ、脚立（高さ1.2m～1.5m）から地面に落下し、頭部を打撲した。	170209	371	1	10～29
10	10	プール遮光ネット取り付け用アンカー取り換えのため、高さ5mほどの箇所のアンカー打設を行っていた。プール脇の床から高さ2.5m～3mの壁（壁幅がプール内側から外側に向かって傾斜がかかっている）に脚立の1段目踏み面を乗せて立てかけ、当該脚立に乗って作業を行っていたと推測されるもの。被災者は当該脚立から屋外側へ墜落し死亡したもの。なお、本工事は体育館仕切ネット修繕の	30209	371	1	1～9

		附随工事である。				
10	12 ～ 14	現場敷地内にて、被災者がマンション屋上に上るため、マンションの外階段の庇（13階から14階に上がる階段の庇）の上から屋上梯子に移動はしごを架けて登ろうとしたところ、移動はしごの上部が外れ、庇の上から地上1階に墜落し、死亡した。	150101	371	1	1～ 9
10	14 ～ 16	敷地内の碎石置場に設けられた擁壁の上に砂利が堆積していたことから被災者が移動はしごの最上段から砂利を除去し、降りようとしたところ、上部から2段目の踏み面を踏み外し、約1.5メートルの高さから地上へ墜落し、左腸骨翼を骨折し入院した。後日容態が急変し、上記骨折に起因する肺血栓塞栓症により死亡した。	11603	371	1	100 ～ 299
9	12 ～ 14	2階建てアパートのガス給湯器の更新作業を行っていた。既設給湯器は、地上高さ約4mの壁面にあり、はしごを立てかけ取り外した。次に新規給湯器を同一場所に取り付けるため、重さ約20kgの給湯器をはしごに滑らせるように設置場所まで持ち上げ、固定ビスに引っ掛けようとして、バランスを崩して地上に給湯器とともに墜落した。	80204	371	1	10 ～ 29
7	12 ～ 14	被災者は、施設の敷地内において、当該施設に備わっているボイラーの燃料タンクへの燃料（木質ペレット）補充作業中、燃料を入れた袋（約7kg）を抱えながら、当該タンクに備わっている垂直はしごを上っていたところ、体勢を崩し約2.8m下方の地上部に墜落した。被災者は当該施設の管理業務に従事する労働者であり、災害発生時に保護帽を着用していなかった。	170209	371	1	10 ～ 29
7	12 ～ 14	新築建屋外部階段の踊り場において、被災者は一人で、壁に立てかけた梯子に上り、発電機用の配線のよじれ解消作業を行っていた。災害発生時間、近くで作業していた作業員が「ドン」と大きな音がしたためにそこへ行くと、踊り場床面で、左側頭部から血を流して倒れている被災者を発見した。被災者は病院に救急搬送されたが、後日死亡した。	30301	371	1	10 ～ 29

7	10 ～ 12	共同住宅新築工事にて、被災者は可搬式作業台を使って階段の壁補修仕上げ作業をしていたところ、階段の踊り場で倒れているのを発見された。	30201	371	1	30 ～ 49
7	10 ～ 12	工場屋根の雨漏りを修理するため、はしご（高さ4～5m）に登り作業をしていたところ、バランスを崩し落下したもの。被災者は後頭部を打ち、意識不明のまま病院に搬送されたが死亡したもの。	11301	371	1	1～ 9
4	14 ～ 16	民家の庭木の剪定作業を行うため、被災者は三脚脚立に上がって剪定ハサミで作業していたところ、三脚脚立の脚部が滑って開脚し、バランスを崩して高さ約2m下のアスファルト舗装道路に墜落した。被災者は墜落したときに、道路上に置いてあった石に頭部を激突して脳挫傷で死亡した。	60101	371	1	1～ 9
4	16 ～ 18	倉庫内の中二階構造物に立て掛けられた移動はしごの付近に被災者が倒れており、死亡が確認されたものである。	80109	371	1	30 ～ 49
2	14 ～ 16	個人住宅外壁塗装工事現場において、外部足場として抱き足場を組み立て中の労働者が、当該足場外部に約4mの移動はしごを立てかけ、かつ、足場の材料である径5cm、長さ2mの単管を片手に、はしごを昇る際に墜落したもの。当該災害発生時、被災者は単独作業を行っており目撃者はなく、はしごのどの位置から墜落したかは不明。別の場所で作業をしていた同僚によると、被災者は作業時には安全帯および保護帽を着用していた。	30202	371	1	1～ 9
1	8 ～ 10	被災者が、本社において洗車業務を行っていたところ、天板高さ2メートルの脚立から墜落した。	40301	371	1	10 ～ 29
1	10 ～ 12	被災者ほか1名で脚立及び剪定道具を使用して樹木の剪定作業を行っていたところ、被災者が地上から高さ3.4mの位置から墜落。病院に搬送されるも、同日死亡した。	120109	371	1	300 ～ 499

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_37.html